

# 陳情文書表

令和7年第3回神奈川県議会定例会

令和7年9月22日

陳情番号	78	付議年月日	7.9.17
件名	神奈川県警察についての陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	横浜市金沢区片吹13の15 黒松伊都子		
1 陳情の要望 (1) 神奈川県警察本部正面玄関前の小屋（検問所）の撤去を要望する。			
2 陳情の理由 (1) 上記1の(1)についての陳情の理由			
① 神奈川県警察本部1階受付まで行くのに、神奈川県警察本部正面玄関前の小屋（検問所）で呼付けられ質問責に合い、神奈川県警察本部1階にある受付係まで行くのに手間がかかり、普通に行くことができない。県民の1人である陳情者は、大変不便である。このことが神奈川県警察本部正面玄関前の小屋（検問所）撤去の理由である。			

陳情番号	79	付議年月日	7.9.17
件名	公共施設内での労働組合加入・勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	横浜市旭区四季美台55-6 ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会 代表 出井健三郎 外(1団体)2人		
<p>&lt;陳情理由&gt;</p> <p>「ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会」は、自治体職員に対する心理的圧力を伴う政党機関紙の購読勧誘行為は看過できない問題であると考え、神奈川県内の全市町村に対し陳情を提出し、その結果、2025年6月議会では神奈川県で陳情が了承され、又16の市町村でも採択され大きく改善されました。</p> <p>しかしながら、職員が望まない形で支出を行わざるを得ない事例は、政党機関紙に限らず、労働組合(例:自治労、自治労連)への加入・継続に関しても同様に報告されています。そこで今回は「自治労と自治労連から国民を守る党」と連名で陳情を行い、労働組合への加入・継続の問題について、改善を強く求めるものです。</p> <p>労働組合(職員団体)への加入についてですが、自治労や自治労連等の労働組合(職員団体)への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられます。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念があります。</p> <p>自治労、自治労連はあわせて全国平均70%以上の高い加入率(2023年時点)を維持しており、神奈川県では自治労1090人、全労連・自治労連1121人が加入しているとの調査(厚労省2023年)があります。加入後は、給与の約2%(平均月額4,000~6,000円程度)が毎月組合費として引き落とされ、20年在籍すれば約120万円にも及ぶ計算となります。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきです。</p> <p>しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されています。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくありません。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されています。</p> <p>加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースです。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包しています。</p>			

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性があります。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっています。現在、全国121自治体でハラスメント防止条例が制定されており、神奈川県においても的確な対応が求められます。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものです。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信しております。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、神奈川県にお願い申し上げます。

#### <陳情項目>

- ① 自治労、自治労連等の労働組合（職員団体）に加入、職員が経済的な負担感や「やめたくてもやめにくい」状況はないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。
- ② 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じてください。